

第二節 鋳工業

第一項 製糸業

亀山製絲株式会社 一九一一年（明治四十四）年七月、亀山の有志によつて亀山製絲の創立総会が開かれた。その後、会社設立の登記をすませ、工場および倉庫の建設、機械の据付を進め、翌年二月二十三日より操業している。創業期の役員は、取締役社長・橋本市太郎、専務取締役・田中音吉、取締役・中川定八、同・下村吉太郎、同・岩間與市、監査役・市川駒治郎、同・中村安五郎であつた。株主の人数は第一期には四一名であつた。（亀山製絲株式会社『第一期営業報告書』）その後、第二期には三一名、第三期には二五名に減つている。（亀山製絲株式会社『第二期営業報告書』、同『第三期営業報告書』）資本金はその後、業務拡張に伴い増資し、一九一八年（大正七）年十一月に五万円を増資して一〇万円とし、九年にはさらに二〇万円を増資して公称資本金三〇万円としている。設備投資については、七年十二月に帯川式乾燥機を設置した。多管式ボイラーも一基を増設している。志村式自動煮繭機、今村式乾燥機をそれぞれ一台を一九二二年（大正十一）年一月、二月に設置している。当社設立初期の操業日数は初年度が五五日、二年度二七一日、三年度が三〇五日、四年度三〇一日、五年度三〇七日、六年度が三一七日であつた。

第一次世界大戦開戦により外国からの注文が途絶した影響で第四期の営業成績は急落した。また、大正九年には第一世界大戦後の恐慌で業界が不況に陥つた。それにより七八日の操業を停止した。

福利厚生面については一九一八年（大正七）年末から病室、娯楽室の建設工事を着手している。食堂の改築が行われ、一九二

六（大正十五）年九月に完成した。

製糸会社の動向

明治二十七年に発足した中村製糸場は、一九二一（大正十）年七月、株式会社石川組中村製糸場となった。所在地は関町で取締役には中村安五郎が就いていた。資本金は五万円、一九二三（大正十二）年の製造高は一三四万六五〇〇円であった。この年の亀山製絲の生産額は九〇万五五〇〇円を超えていた。丸一玉製糸場が亀山町西町に大正十年四月に開業した。市川駒次郎が所有者であった。『郷土教育資料』（亀山市立亀山山西小学校所蔵）に同社の記述が見られ、原料供給先は亀山町および近隣の村落であったが、同社の製品の販路は八王子・前橋・京都・福井であった。大正十二年の職工数が四九名、製造数量六六〇貫、製造額は三万七三〇〇円であった。関尾手織合名会社亀山支店が井田川村で創業している。所有者は桑原邦治郎であった。また、巨大企業の鐘淵紡績株式会社が亀山乾繭場を設置し、亀山に進出した（『鈴鹿郡勢要覧』大正十二年）。

大正期の製造業

主要な製造業には株式会社東洋妻楊子製造

所、株式会社マルタ材木店があった（『鈴鹿関町史』三六九頁）。木材加工・製材を業としていた。前者は一九一六（大正五）年三月、関で創業した。一九二三（大正十二）年所有者が今井直次郎であった。製造額は二二年が三万一五〇円、二三年が四万八〇〇〇円であった。後者は一九一九（大正八）年に関で開業した。資本金一〇万円は一九二三年の段階であった。製造額は一九二二年に一一万円、翌年には一一万九八〇〇円であった。一九一六年には亀山町で米川製材株式会社が創業した。一九二三年には米川豊吉が経営しており、製造額は五六七〇万円であった（『鈴鹿郡勢要覧』大正十二年）。一九一九（大正八）年十一月には木製器具機械製造を業とする亀山木工合資会社が設立された。社長は羽田桂三であった。

食品については、一九一九年五月中林昆布工場が野登村で開業した。一九二〇年四月には清水俊三を社長とする伊藤製茶株

式会社が設立された。酒造業の合名会社柴橋商店が一〇月に開業している。社長には柴橋栄吉が就任した。田中醤油醸造場が一九二〇年四月東町で開業した。資本金は三万円であった。原料の供給は四日市からであり、販売は鈴鹿郡内一円であった（『鈴鹿郡勢要覧』、『郷土教育資料』）。その他、樋口製茶工場が亀山町にあり（亀山市教育委員会編『改訂増補明治大正昭和略年表』）、製粉業の合名会社日之出工業が井田川村にあった（『鈴鹿郡勢要覧』 大正十二年）。

繊維関係では、絹織物を製造する葛山機業場が亀山町に一九一五（大正四）年四月から創業した。所有者は葛山清次郎であった。原料供給先は亀山町と近隣の町村で、主たる販路は京都に築いていた。職工は一九二三年に一四名がいた。生産額は十一年が二万三二二四円、三万二六四円であった（『鈴鹿郡勢要覧』 大正十二年・『郷土教育資料』）。一九一九（大正八年）発行の『亀山町治一覽』を見ると、伊藤機業場という工場を確認できる。亀山町南野村にあり、当時、職工数が一名で、生産量が一三九八反、生産額が六四五三円であった。山内タオル工業が大正一〇年六月、関町で創業した。一九二三年段階での所有者は山内喜八であり、製造額は九八〇〇円であった（『鈴鹿郡勢要覧』 大正十二年）。関尾紡織株式会社（亀山分工場）が井田川村にあった（亀山市教育委員会編『改訂増補明治大正昭和略年表』）。

その他には、石粉製造ゴム・ペイント製造の丸進合資会社が一九二二年五月に亀山町で開業した。同社の資本金は六〇〇〇円であった（『鈴鹿郡勢要覧』 大正十二年）。

第二項 鉱業

福地家文書 市史の調査において、鉱業に関する文書が多く発見された。時期については特に大正期のものが多かった。それらを見ると、鈴鹿郡での鉱業を試みる人間がかなりいたことが窺える。例えば、大阪市在住の坂田満作は「金銀水鉛重石安質母尼鉱試掘許可願」を一九一六（大正五）年一月三日付けで提出している。試掘地は「三重県鈴鹿郡野登村大字安坂山ノ内字坂本地内」で、面積は「三十式萬四千八百七拾坪」であった（史³²²⁰福地家文書）。試掘許可の請願も確認されている。中島歳一という人物は「亜炭砒試掘許可願」を大阪鉱務署長に対して提出した。書類は一九一八（大正七）年八月三十日に作成されている。その内容は亜炭の試掘を求めて、試掘の対象地は「鈴鹿郡神辺村大字大岡寺大字布気」、「白川村大字白木三村大字小川」、「野登大字両尾地内」であり、その面積は「九拾八万九千五百八拾九坪」になった（史³²¹⁹福地家文書）。また、廃業に陥る業者もいる。それに関する資料は右のようなものがあり、四日市在住の松島寅吉は次のような書類を提出している（福地家文書「廃業による採掘権消滅の登録申請」）。

廃業ニ因ル採掘権消滅ノ登録申請

一、 鉱区ノ所在地

三重県鈴鹿郡加太村地内

一、 鉱業ノ登録番号

三重県採掘権登録第一二号

一、 登録ノ目的

廃業ニ因ル採掘権消滅ノ登録

一、 附属書類

廃業決議書

一、 登録税額

金五円也

右登録相成度此段申請候也

三重県四日市大字高砂町七拾五番屋敷

申請人 松島寅吉

大正四年 月 日

大阪鉱務署長浅野兼助殿